

事業概要説明書 [1]			事業番号	1-21-1		
事務事業名	地域コミュニティ活動基金積立事業	担当部名	市民部			
事業開始年度	平成 21 年度	担当課名	地域コミュニティ課			
実施方法	直営	担当係	地域自治係			
根拠法令等	宮崎市地域コミュニティ活動基金条例					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	地域コミュニティ活動交付金の財源を確保する。				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>地域自治区・合併特例区における地域活動の財源を基金として積み立てる。積み立てた基金は、地域まちづくり推進委員会へ地域コミュニティ活動交付金として交付する。</p> <p>①4月 基金積立 ↓ ②4月～2月 取り崩し(随時) ※地域から交付申請があるたびに、随時、基金の取り崩しを行う。</p>				
	事業の必要性	<p>合併により市域が拡大し、各地区においても地域課題が多様化している中で、住民が地域課題を掘り起こし、解決する住民主体のまちづくりは重要となっている。 地域活動の財源となる地域コミュニティ活動交付金を、安定的に確保することができる。</p>				
コスト	平成22年度(予算)		人件費			
	直接事業費	79,159 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	150 千円		正規職員	150 千円	0.02 人
総事業費	79,309 千円	嘱託職員		0 千円	0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p>■積立金 79,159千円 ・税収相当額 79,147千円 ・利息 12千円</p>					

事業概要説明書 [2]		事業番号	1-21-1		
年度		平成21年度(決算)	平成22年度(予算)		
直接事業費		79,870 千円	79,159 千円		
財源	一般財源	79,862 千円	79,147 千円		
	受益者負担金	0 千円	0 千円		
	その他	8 千円	12 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	地域コミュニティ活動交付金の原資となる基金の適正な管理運営				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	基金が適正に運営されることにより、地域コミュニティ活動交付金事業が円滑に行われる。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	地域活動の事業数	件		255	260
	地域まちづくり推進委員会の人数	人		1,624	1,700
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	地域コミュニティ税の廃止を含め、地域活動の安定した活動ができるよう毎年の積立額及び基金の運用方法等を検討する。				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

事業概要説明書 [1]		事業番号	1-21-2		
事務事業名	地域コミュニティ活動交付金	担当部名	市民部		
事業開始年度	平成 21 年度	担当課名	地域コミュニティ課		
実施方法	補助	担当係	地域自治係		
根拠法令等	宮崎市地域コミュニティ活動交付金に関する規則				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	地域活動の財源を支援し、住民主体のまちづくりを推進する。			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>地域の課題を解決する為に、地域コミュニティ活動基金積立事業により積み立てた基金を原資にした地域コミュニティ活動交付金を、地域まちづくり推進委員会および合併特例区に交付し活動の財源として活用する。</p> <p>【交付金の流れ】</p> <p>①交付申請(地域まちづくり推進委員会) ↓ ②承認(地域協議会) ↓ ③交付決定・交付(市) ↓ ④事業実施(地域まちづくり推進委員会) ↓ ⑤実績報告・評価</p>			
	事業の必要性	<p>合併により市域が拡大し、各地区においても地域課題が多様化している中で、住民が地域課題を掘り起こし、解決する住民主体のまちづくりは重要となっている。 住民主体のまちづくりは始まったばかりで、徐々に市民にも認知されてきている。したがって、今後も継続して取り組むことで効果が高まる。</p>			
コスト	平成22年度(予算)		人件費		
	直接事業費	87,157 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	3,000 千円	正規職員	3,000 千円	0.4 人
	総事業費	90,157 千円	嘱託職員	0 千円	0 人
平成22年度 直接事業費内訳	<p>■交付金 87,157千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分(H22積立額) 79,147千円 ・管理金分(前年度基金残額) 8,010千円 				

事業概要説明書 [2]		事業番号	1-21-2		
年度		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
直接事業費		70,016 千円		87,157 千円	
財源	一般財源	0 千円		0 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	70,016 千円		87,157 千円	
成果目標 〔 どのような状態 を目指すのか 〕	<p>地域自治区・合併特例区での住民主体のまちづくりに、より充実した取り組みがなされ、市民の参画が図られる。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	<p>市内全域で、1,600名を超える市民が地域まちづくり推進委員会に参画し、地域コミュニティ活動交付金を活用した255の事業が展開され、住民主体のまちづくりが目に見える形で進んでいる。</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	地域活動の事業数	件	—	255	260
	地域まちづくり推進委員会の人数	人	—	1,624	1,700
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>現在、地域の課題解決のため各種事業に取り組んでおり、今後、財源となる地域コミュニティ税の廃止を含め地域活動の安定した活動が継続できるよう交付金制度の見直しを検討する。 また、小学校区を単位としたまちづくりや子ども中心のまちづくりが推進しやすくなるよう、交付金の活用のルールについて見直しを行う。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<p>地域コミュニティ税廃止条例案を6月市議会へ提案 現在、継続審議中</p>				

地域コミュニティ活動基金積立事業・活動交付金補助資料（地域コミュニティ課）

地域コミュニティ活動交付金は、各地区の判断により、自由かつ有効に使用することができる「地域の自前の安定した財源」として各地区の地域まちづくり推進委員会に対して交付します。

■平成 21 年度 実績

地区	交付額 (千円)	事業 (件)	委員 (人)
①中央東	3,590	10	51
②中央西	3,729	12	54
③小戸	2,930	10	36
④⑤ 大宮	7,591	10	81 70
⑥大淀	3,802	19	95
⑦大塚	3,915	8	50
⑧櫛	7,414	21	110
⑨⑩ 大塚台・生目台	3,960	23	76
⑪小松台	2,376	9	31
⑫赤江	7,135	13	100
⑬木花	3,123	11	66
⑭青島	1,783	8	41
⑮住吉	3,884	11	41
⑯生目	2,957	12	58
⑰北	2,187	11	87
⑱佐土原町	6,454	54	523
⑲田野町	1,751	9	39
⑳高岡町	1,435	4	15
計	70,016	255	1,624

■平成 22 年度 配分額

地区	確定人口※1 (H22.1.1)	配分額※2 (千円)	管理金※3 (千円)	H22 総額 (千円)
①中央東	22,940	4,652	1,099	5,751
②中央西	18,969	4,063	414	4,477
③小戸	11,082	2,893	74	2,967
④大宮	25,306	5,003	0	5,003
⑤東大宮	16,688	3,724	0	3,724
⑥大淀	23,186	4,689	1,014	5,703
⑦大塚	20,943	4,356	525	4,881
⑧櫛	40,616	7,275	0	7,275
⑨大塚台	7,885	1,682	0	1,682
⑩生目台	9,338	2,122	0	2,122
⑪小松台	6,921	2,275	0	2,275
⑫赤江	56,361	9,611	2,653	12,264
⑬木花	12,283	3,071	76	3,147
⑭青島	3,932	1,832	134	1,966
⑮住吉	20,934	4,354	553	4,907
⑯生目	11,494	2,954	91	3,045
⑰北	6,967	2,282	174	2,456
⑱佐土原町	34,129	6,312	5	6,317
⑲田野町	11,479	2,952	1,317	4,269
⑳高岡町	11,967	3,024	1,706	4,730
㉑清武				
計	373,420	79,126	9,835	88,961

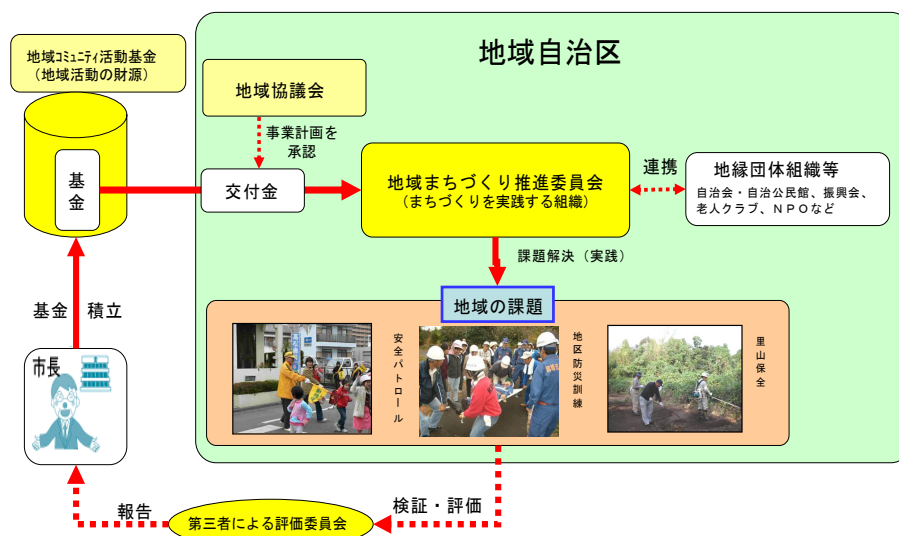
※1 確定人口は、地域コミュニティ活動交付金の算定根拠となる人口。住民基本台帳人口を基礎に算定する。

※2 配分額は地域コミュニティ活動交付金の地域への割り当てた額で、均等割3割と人口割7割で算定する。

※3 管理金は前年度の配分額のうち交付申請しなかった残額で、次年度に地域の財源として交付申請することができる。

※4 ⑩～㉑は合併特例区。交付金は合併特例区へ一旦交付した後に、地域まちづくり推進委員会へ交付する。

【地域コミュニティ活動交付金の流れ】



■地域コミュニティ活動交付金の活用事例

■健康づくり事業（中央東地区）

子どもから大人まで交流できる場として、住民向けの健康づくり教室を開催することで、近年、希薄になったといわれる地域内での世代間交流や住民同士の支えあいに結び付けていく。



■子どもの生きる力を育む事業

（大塚台・生目台地区）

子どもたちが、地域の人々と触れ合う場を多く作り、地域全体が子育てに関わると共に、子ども自身が生きる力を育ていけるよう支援することを目的とする。



■中学生意見交換交流事業（檜地区）

檜地域にある中学校の生徒会役員同士が、お互いの学校の情報交換を行う。

どうしたら住みよい生き生きとした檜地域にすることができるか等について意見を交換し合い、檜地域の未来像について考える。



■里山整備事業（大塚台・生目台地区）

地域住民のふれあいと憩いの場を創造し、子どもたちに自然とのふれあいの場を提供することにより、自然や自然環境に親しみ、そして学習する機会を得て、人間形成に役立たせる一助とすることを目的とする。



（参考）地域協議会と地域まちづくり推進委員会の関係

①地域自治区について

地域自治区は、地方自治法の規定に基づき、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、住民と行政の協働、連携の強化を図り、住民自治の強化、充実のため設置するものです。

地域の代表者で構成する地域協議会と、市の職員を配置する地域自治区事務所を構成要素とし、本市では、平成18年1月1日に、旧宮崎市域に15の地域自治区を設置（現在の地域自治区は17地区）しています。

②地域協議会について

地域協議会は、地域自治区ごとに設けられ住民の意見を反映させるための組織です。

地域自治区の住民参画の場であり、住民の多様な意見の集約と調整を行い、協働による地域づくりの推進役となる組織となります。

③地域まちづくり推進委員会について

地域まちづくり推進委員会は、地域コミュニティ活動交付金（地域コミュニティ税）の交付を受け地域協議会のもとにまちづくりを実践する組織です。

だれでも、自由に参加することができ、現在約1,700人を超えるメンバーが参加・参画しています。

